

千葉県立中央博物館におけるデジタルデータ公開ポリシー（原案）

令和8年●月●日策定

前 文

千葉県立中央博物館におけるコレクションマネジメントポリシー「6 登録」の規定に基づき、千葉県立中央博物館（以下「当館」という。）が所蔵する博物館資料に係る電磁的記録（以下「デジタルデータ」という。）の公開に関する方針を以下のとおり定める。

1 デジタルデータ公開の目的

博物館が博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開することは、博物館法第3条第1項第3号に規定されており、デジタルデータの公開は、その資料の価値を共有し、県民の生涯学習や文化芸術活動、地域づくりに貢献するだけでなく、科学の進歩・社会の発展に寄与するものである。また、デジタルデータに基づく情報収集が行えることで、資料の劣化や破損を抑制することができるほか、資料の利用においては他の博物館等との円滑な連携体勢の構築にも資することができる。

一方で、デジタルデータの公開に当たっては、資料に付随する知的財産等の情報の取り扱いについて十分留意する必要がある。そこで、博物館利用者がデジタルデータを有効かつ安全に活用できるよう、下記の通りデジタルデータの公開に関する基準を定める。

なお、デジタルデータの利用に関する条件については、別に定めるものとする。

2 分野共通事項

デジタルデータは、資料の分野に関わらず、原則として公開することを基本とする。また、公開可能なデジタルデータについては、博物館事業の進捗に応じて、ウェブサイト等をとおして順次公開し、必要に応じてその修正および追加を行うものとする。

ただし、資料の特性や採集地の保護等の観点から、資料分野ごとに非公開の基準を設ける。なお、下記に該当するデジタルデータは、資料の分野に関わらず、その全部又は一部を公開の対象外とする。

（1）著作権等の権利に抵触するもの

- ・著作権その他の権利が存続し、権利者の許諾が得られていないもの。

（2）プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

- ・肖像権及びプライバシーへの配慮を要するもの。
- ・寄贈者・寄託者等の個人情報に関する情報を含むもの。

（3）分野ごとの非公開対象に定めるもの

- ・「3 分野ごとの非公開対象」の（1）～（3）に定めるもの。

（4）公開が不適切であると館長が判断したもの

- ・上記の非公開対象に関わらず、公開が不適切であると館長が判断したもの。

3 分野ごとの非公開対象

下記（１）～（３）に定めるものは非公開とする。ただし、館長が公開を認めたものについては、その限りではない。

（１）動物・植物・菌類資料

次のいずれかに該当する種についてはその産地情報等は一部又は全部を非公開とする。

- ・文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき捕獲・採取等が制限されている種・亜種
- ・産地情報の公開により、乱獲や生息環境の悪化を招くおそれがあると、資料担当者が判断したもの。

（２）地学系資料（化石・岩石・鉱物等）

産地等の公表により、乱掘、違法な採集に結びつくおそれがある資料担当者が判断したものについては、公有地・私有地を問わず無許可での採掘が行われるおそれがあるほか、各自治体等により化石・鉱物採集が禁止されている地域も存在することから、非公開とする。

（３）人文系資料（古文書・古記録・古典籍・美術工芸品・考古資料・民俗資料等）、貴重書及び特殊資料（自然系貴重書・絵画、コレクションに附随する文献・絵画以外の資料）

デジタルデータを公開することで差別的や暴力的な表現、人権侵害につながるおそれがあると資料担当者が判断したものについては非公開とする。